

改正案	現行
<p>（地方公共団体の援助）</p> <p>第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者をいう。）で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者</p> <p>二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの</p> <p>（国の補助）</p> <p>第十八条 国は、地方公共団体が前条の規定により同条第一号に掲げる者に対して援助を行う場合には、予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。</p> <p>2 （略）</p>	<p>（地方公共団体の援助）</p> <p>第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法第二十二条第一項に規定する保護者をいう。）で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。</p> <p>一 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者</p> <p>二 生活保護法第六条第二項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮している者で政令で定めるもの</p> <p>（国の補助）</p> <p>第十八条 国は、地方公共団体が前条の規定により援助を行う場合には、<u>予算の範囲内において、その援助に要する経費の一部を補助することができる。</u></p> <p>2 （略）</p>